

【再公告】 地方独立行政法人りんくう総合医療センター公告

条件付一般競争入札を執行するので、地方独立行政法人りんくう総合医療センター契約規程（地方独立行政法人規程第27号）（以下「契約規程」という。）第5条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和2年8月24日

地方独立行政法人
りんくう総合医療センター
理事長 山下 静也

1. 入札に付する事項

- (1) 工事名 りんくう総合医療センター救急外来・内視鏡検査センター・医局改修工事
- (2) 工事場所 大阪府泉佐野市りんくう往来北2番地の23
- (3) 工期 契約締結日から令和3年7月15日まで
- (4) 工事概要 本工事は施設を運営しながら下記内容を段階工事で整備する工事です。
- ・ 1階の救急外来の救急患者受入れ拡張（処置室を1室から6室に拡張）
 - ・ 1階の内視鏡患者の受入れ拡張（検査室を2室から3室に拡張）
 - ・ 4階の総務課跡に医局（診療局長席＋33席）及び当直室（4室）整備、診療局長室跡に当直室（3室）、病歴前更衣室跡に当直室（2室）整備
- ①建物概要 構造・規模：SRC造、一部S造
地下2階、地上9階、塔屋1階建
建築面積：6,858.94㎡
延床面積：32,825.96㎡
- ②改修面積：救急外来・内視鏡検査センター 382㎡
医局・当直室 154㎡
- ③主要改修項目
1階：救急外来処置室及び内視鏡検査室拡張
4階：医局及び当直室整備
- (5) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。

2. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

以下に掲げる要件をすべて充足する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和2年度泉佐野市入札参加資格登録業者名簿に建築一式工事を希望業種として登録されており、かつ建築一式工事にかかる特定建設業の許可を有する単体企業であること。
- (3) 大阪府内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所を有すること。

- (4) 本件工事の入札参加資格申請時に、建築一式工事にかかる総合評定値（P点）が1000点以上であり、有効かつ最新の経営事項審査結果通知書を提出できること。
- (5) 病床数300床以上の病院（医療法第1条の5第1項に規定する病院をいう。以下同じ。）において、平成22年度以降に請負金額が10,000,000円以上の病室・処置室・検査室等の改修工事（建築・電気・機械設備を含むもの）を元請けとして受注し完成した実績を有すること。ただし、共同企業体として施工した実績については代表者としてのものに限る。
- (6) 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中、監理技術者として専任で配置することができる者を有すること。
- ① 「3. 入札参加資格審査申請手続き」により入札参加資格審査の申請をする者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、3による申請のあった日の3月以上前から継続しているものをいう。）にある者であること。
 - ② 建築一式工事について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証（以下「監理技術者証」という。）の交付を受けている者であること。
 - ③ 建築士法（昭和25年法律第202号）第4条第1項又は第3項の規定により一級建築士の免許を受けた者（以下「一級建築士」という。）または建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の建築施工管理の技術検定に合格した者（以下「1級建築施工管理技士」という。）であること。
- (7) 本件開札までの期間において、泉佐野市入札参加資格停止要綱に基づく資格停止又は資格保留の措置を受けていないこと。
- (8) 泉佐野市暴力団排除条例（平成24年泉佐野市条例第28号）第2条第1号から第3号の規定に該当しない者であること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をした者にあつては、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）の決定を受けていること。
- (10) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項及び第2項の規定による民事再生手続開始の申し立てをした者にあつては、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。

3. 入札参加資格審査申請手続き

本入札に参加を希望する者は、以下のとおり入札参加資格審査申請書及び添付書類（以下、「申請書類」という。）を提出し、資格審査を受けなければならない。なお期限までに申請書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

(1) 入札までのスケジュール

令和2年8月24日（月）公告及び申請書類の公表

令和2年8月25日（火）申請書類の受付開始

令和2年8月28日（金）申請書類の受付終了

令和2年8月31日（月）入札参加資格の審査結果の通知

令和2年8月31日（月）入札資料配付（当院ホームページからダウンロード）

令和2年9月 4日（金）設計図書等に対する質疑受付日

令和2年9月 9日（水）設計図書等に対する質疑回答

令和2年9月16日（水）入札執行

令和2年9月17日（木）理事会承認後契約締結（予定）

(2) 申請書類の配布

令和2年8月24日（月）から令和2年8月28日（金）まで

上記の期間、下記のりんくう総合医療センターホームページ（公募情報）からダウンロードにて入手するものとする。

<http://www.rgmc.izumisano.osaka.jp/news/offer/>

(3) 申請書類の提出及び受付

① 申請書類の提出は持参又は郵送（受付票返送用封筒に84円切手貼付のうえ同封し書留、簡易書留、受領確認のとれる宅配便で送付）に限るものとし伝送等の方法によるものは受け付けない。なお、提出された申請書類は返却しない。

② 受付期間 令和2年8月25日（火）から

令和2年8月28日（金）まで（必着）

受付時間は午前10時から正午及び午後1時から午後5時

③ 受付場所 〒598-8577 大阪府泉佐野市りんくう往来北2番地の23
送付先 地方独立行政法人りんくう総合医療センター
事務局会計課宛（病院隣接りんくう教育研修棟3階）

(4) 入札参加資格の審査結果及び入札資料の配付

入札参加資格の審査結果は、後日、入札参加資格確認通知書にて通知し、さらに入札参加資格を有すると認められた者には、同時に入札資料配付通知書を送付する。ただし、通知・送付についてはFAXで行い、入札（現場）説明会は行わない。なお、入札資料の配付日時、方法については、入札資料配布通知書で確認すること。

4. 設計図書等に対する質疑

(1) 設計図書等に対する質疑がある場合は、指定日時に電話連絡のうえ、工事名、会社名、質疑内容、連絡先、担当者等の必要事項を記入した質疑書（様式自由）を、りんくう総合医療センターへ持参のうえ提出（質疑書には、使用印鑑を押印のこと。）すること。なお、質疑提出手順については現場説明事項による。

① 質疑受付日 令和2年9月4日（金）

・ 10:00～12:00

りんくう総合医療センター総務課の担当監督職員へ
質疑がある旨電話連絡

・ 13:00～17:00

りんくう総合医療センター総務課へ質疑書提出

② 提出先 大阪府泉佐野市りんくう往来北2番地の23

地方独立行政法人りんくう総合医療センター

事務局総務課施設係（病院隣接のりんくう教育研修棟2階）

(2) 質疑に対する回答は以下のとおりとし、原則として、回答は質疑があった者のみとする。尚、質疑回答手順については現場説明事項による。

① 回答日 令和2年9月9日（水）

② 回答方法 原則質疑者のみに書面にて回答。

5. 入札方法等

(1) 入札方法は、りんくう総合医療センター入札要領による。郵送、宅配便、電報またはファクシミリ等によるものは認めない。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課

- 税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額（税抜額）を入札書に記載すること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の10第2項の規定に基づき、最低制限価格を設けるので、その価格を下回った者は失格（落札外）とする。
 - (4) 入札執行回数は1回とする。
 - (5) 入札参加資格確認通知書において入札参加資格を有すると認められた場合でも、書類の不備等により、本案件の開札日において入札に参加する者に必要な要件を充足しない者は、本工事の入札参加資格を取り消す。
 - (6) 入札参加者が1者となった場合においても、入札を執行する。
6. 入札執行の日時、場所等
- (1) 入札日時
令和2年9月16日（水）午前11時00分（受付：午前10時50分～）
※代理人である場合は所定の委任状を持参のこと。
 - (2) 入札場所
大阪府泉佐野市りんくう往来北2番地の23
地方独立行政法人りんくう総合医療センター
病院隣接 りんくう教育研修棟 3階第3会議室
7. 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
免除する。
 - (2) 契約保証金
落札者は、当該請負契約を締結するにあたり、請負代金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。
ただし、泉佐野市会計規則（平成14年泉佐野市規則第16号）第51条各号に掲げる有価証券、出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関の保証又は公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
8. 積算内訳書の提出
入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書の提出を求める。
9. 入札の無効
本公告に示した入札参加資格のない者が行った入札、申請書類に虚偽の記載をした者が行った入札、入札書に不備がある入札、積算内訳書の提出が無い又は、積算内訳書に不備がある入札、その他、地方独立行政法人りんくう総合医療センター契約規程、本工事の入札要領に示した条件等、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
10. 契約の締結
- (1) 契約書を作成する。
 - (2) 本工事の契約締結については、地方独立行政法人りんくう総合医療センター理事会の承認を要するため、落札者と仮契約を締結し、当該承認を得た後に本契約とする。

11. 契約の保留

入札日から契約締結までの間において、落札者が泉佐野市入札参加資格停止要綱別表の措置要件のいずれかに該当する行為を行なったときは、本契約を保留する。

12. 支払条件

- ・前金払（請負代金額の40%以内）
- ・中間前金払（請負代金額の20%以内）
- ・竣工払い（残額）

13. その他

(1) 附帯工事の有無(予定) 有

(2) 本工事契約後、変更及び附帯工事が生じた場合の予定価格は、泉佐野市契約事務取扱要綱第81条第1項に準じ、当該変更及び附帯工事の設計金額に本工事の落札率を乗じた金額とする。ただし、泉佐野市契約事務取扱要綱第81条第2項により算出した額を下回らないものとする。

14. この公告についての問合せ先

大阪府泉佐野市りんくう往来北2番地の23

地方独立行政法人りんくう総合医療センター 事務局会計課

【電話】 072-469-3111（代表）

【ファックス】 072-463-0115

【HPアドレス】 <http://www.rgmc.izumisano.osaka.jp/>

【メールアドレス】 <mailto:s-kaikei@rgmc.izumisano.osaka.jp>